

第28回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月31日(金) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 13名

1	三木 隆志			3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

2	金曾 浩文
---	-------

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時10分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第28回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、8番・岩岡 栄一委員、9番・金曾 千春委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、9月29日開催の第27回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p>

	<p>1の会議関係では、9月30日～10月2日にかけて、農業委員会サポートシステム研修会が開催され、事務局係長が出席しております。</p> <p>10月10日、第2班 辻本班長以下委員3名と会長において、東和、上大樹、中大樹地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>10月15日、農政委員会を開催し、金曾浩文委員長以下、委員5名、穀内会長、太田代理が出席し、町に対する農業施策の実施及び予算確保の要望書の協議を行っております。この件は、この後の委員協議会の議題となっております。</p> <p>10月16日、十勝農業委員会連合会役員会が帯広市で開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>10月18日、農業委員会懇話会納会パークゴルフ大会を9名の委員参加のもと、歴舟川パークゴルフ場及び和風イタリアンちよっとで開催しております。</p> <p>10月21日、のうねんセミナーが開催され、事務局員が出席しております。</p> <p>次に2番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。</p> <p>番号1番、■■ ■■氏が字■■、他■■筆、■■m²（ハイ McCormick）の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に3番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができるかとされております。これに基づき、今回、3件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料1を添付しております。</p> <p>最後に3番 その他で10月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料2を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第27号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」申請番号1番から11番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第27号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は11件です。内訳は、農地売買等事業による賃貸借が1件、農地中間管理事業による賃貸借が10件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から10番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円です。売買等事業の貸付タイプで、賃料は売買価格の1%となっております。期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日であります。この、あっせん会議は、4月14日に乙部班長 他4名により実施しております。

申請番号2-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日であります。この、あっせん会議は、9月24日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号2-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号2-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■氏で、経営面積は■■㎡であります。

申請番号3-1番 所在、地番につきましては、字■■ ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日であります。この、あっせん会議は、9月24日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号3-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号3-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■氏で経営面積は■■㎡であります。

申請番号4-1番 所在、地番につきましては、字■■ ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日であります。この、あっせん会議は、9月24日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号4-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号4-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■で経営面積は■■㎡であります。

申請番号5-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、9月24日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号5-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号5-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■氏で経営面積は■■㎡であります。

申請番号6-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■あり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月

■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、9月24日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号6-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号6-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■氏で経営面積は■■㎡であります。

申請番号7-1番 所在、地番につきましては、字■■番地 ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、9月24日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号7-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号7-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■で経営面積は■■㎡であります。

申請番号8-1番 所在、地番につきましては、字■■番地 ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、10月10日に辻本班長 他2名により実施しております。

申請番号8-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号8-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■で経営面積は■■㎡であります。

申請番号9-1番 所在、地番につきましては、字■■番地 ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、10月10日に辻本班長 他2名により実施しております。

申請番号9-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号9-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■で経営面積は■■㎡であります。

申請番号10-1番 所在、地番につきましては、字■■番地 ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、10月10日に辻本班長 他2名により実施しております。

申請番号10-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号10-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■で経営面積は■■㎡であります。

別紙に、農地中間管理事業の推進に関する法律調書を添付しております。なお、同法第の各要件は、全て満たされていることを報告します。

以上で申請番号1番から10番までの説明を終わります。

穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班・班長、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号1番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出があり、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、4月14日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の1%が賃借料となることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	次に、申請番号2番から7番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号2番から7番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、9月24日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	次に、申請番号8番から10番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号8番から10番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、10月10日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第27号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から10番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号11番の審議にあたり、三木 隆志 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号11番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号11-1番 所在、地番につきましては、字■■ ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■■ 氏、借主は、■■ ■■■ であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、10月10日に辻本班長 他2名により実施しております。 申請番号11-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料、あっせん会議のいずれも申請番号11-1と同様です。貸主は、■■ ■■■ ■■■、借主は、■■ ■■■ ■■■ 氏で経営面積は■■㎡であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	次に、申請番号11番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。

辻本委員	申請番号11につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、10月10日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第27号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号11番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、11月26日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第28回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年10月31日

会 長 穀内 和夫

委 員(8 番) 岩岡 栄一

委 員(9 番) 金曾 千春